

島根県公共施設等総合管理基本方針

平成27年9月

島根県

目次

はじめに	P 1
第1章 基本的考え方	
1. 基本方針の目的	P 2
2. 基本方針の位置づけ	P 2
3. 基本方針の実施期間	P 2
4. 基本方針の体系	P 3
5. 施設類型	P 4
第2章 公共施設等の現状と将来の見通し	
1. 公共施設等の現況	
(1) 公共施設	P 5
(2) インフラ施設	P 6
2. 人口の推移と将来見通し	P 7
3. 県財政の状況	P 8
4. 施設の更新に要する費用の試算	P 10
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	
1. 現状や課題に対する基本的な認識	P 12
2. 公共施設等の管理に関する基本的な方針	P 12
3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等	P 14

はじめに

(これまでの取組み)

島根県においては、厳しい財政状況が続くなか、県が所有する公共施設等の効率的・効果的な整備・管理に努めてきました。

公共施設等の整備については、民間活力を活用した手法の検討を進め、平成16年12月には「島根県PFI導入指針」を策定し、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として導入するとともに、公の施設の管理運営にあたっては、平成15年の地方自治法の改正を受け、平成16年4月から指定管理制度を導入し、住民サービス・利便性の向上と維持管理コストの縮減を図ってきました。

また、県が所有する公共施設等について、県立施設としての必要性等を検証し、廃止や民間への移管を含めた見直しを進めてきたところです。

(現状と課題)

これまでに整備してきた公共施設のうち約半数が築後30年以上経過しており、同様に公共土木施設、農林水産公共施設、企業局施設などのインフラ施設も老朽化が進んでいます。今後、これらの公共施設等は大規模修繕や更新の時期を迎えるため、多額の財政需要が必要と見込まれます。

また、島根県では人口減少と少子高齢化が進んでいくなか、今後の県民負担を考慮した公共施設等の総量への見直しが必要となります。

(今後の方針)

このため、島根県では、これまでの施設の維持管理や有効活用の取組みを生かし、県を取り巻く環境の変化を踏まえ将来を見通し、中長期的な視点に立って、公共施設等を総合的に管理していく必要があります。

このような趣旨に基づき、このたび「島根県公共施設等総合管理基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化や公共施設等の有効活用・適正化に取り組むこととします。

第1章 基本的考え方

1. 基本方針の目的

この基本方針は、人口が減少し、県財政は依然として厳しい状況が続くなかで、老朽化が進む公共施設等の全体の状況を把握し、予防的対策を講じつつ公共施設等に要する維持管理費の負担を軽減することにより、県民に必要な行政サービスを将来にわたって適切かつ効果的に提供することを目的とするものです。

2. 基本方針の位置づけ

この基本方針は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画であり、公共施設等の長寿命化を図るための「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置づけます。

また、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号）における「公共施設等総合管理計画」としても位置づけ、この基本方針に基づく公共施設等の除却や、既存の公共施設の集約化、複合化、転用については、地方債の措置を受けることができます（平成27年度現在）。

3. 基本方針の実施期間

公共施設等の管理に関する方針は、将来の人口や財政の見通し等をもとに中長期的な視点に基づき検討する必要があるため、この基本方針の実施期間は平成27年度からの10年間とします。

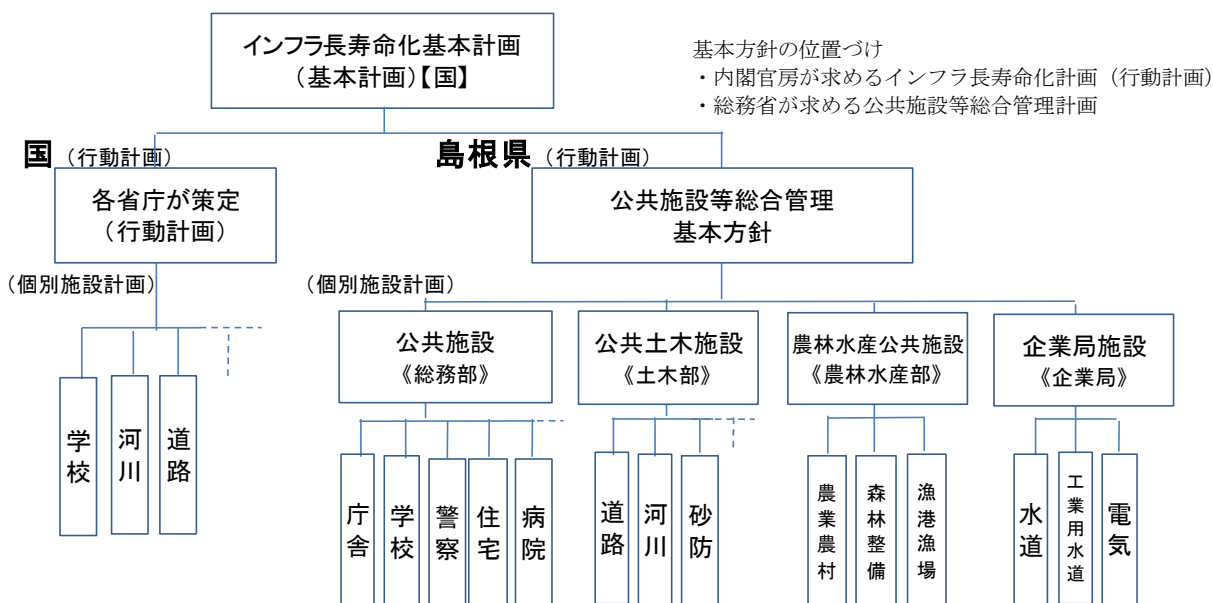
なお、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて定期的に見直します。

4. 基本方針の体系

前述のインフラ長寿命化基本計画においては、それぞれの公共施設等の特性や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえたメンテナンスサイクルの核として位置づけられる「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」（以下「個別施設計画」という。）の策定が求められています。

島根県では、この基本方針と個別施設計画について、図1のとおり整理したうえで推進していくこととします。

【図1】体系図



(注) 個別施設計画の分類は次のとおり

〔公共施設〕

県が所有する全ての建築物及び付属設備

〔公共土木施設〕

土木部が所管するインフラ施設

〔農林水産公共施設〕

農林水産部が所管するインフラ施設

〔企業局施設〕

企業局が所管するインフラ施設

なお、自然公園や交通安全施設などは、関連する個別施設計画の考え方などを参考に対応

5. 施設類型

基本方針の対象は、島根県で所有・所管する全ての公共施設等であり、主なものは表1のとおりです。

【表1】本県における主な公共施設等

区分	主な公共施設等	備考(平成25年度末の状況等)
公共施設	知事部局所管施設等	庁舎・施設 509,627 m ² 、宿舎 79,305 m ²
	教育庁所管施設等	庁舎・校舎等 630,851 m ² 、宿舎 36,602 m ²
	警察本部所管施設等	庁舎 91,544 m ² 、宿舎 50,408 m ²
	県営住宅	県営住宅 366,799 m ²
	企業局所管施設	事務所等 7,326 m ² 、宿舎 2,158 m ²
	病院局所管施設	医療施設 75,626 m ² 、宿舎 6,269 m ²
	その他	普通財産 49,833 m ²
インフラ施設	県管理道路	延長 3,066 km、橋梁 2,671 橋、法面、附属物
	ダム	土木部管理 12 ダム、農林水産部管理 3 ダム
	河川管理施設	河川管理延長 2,690.6 km、水門・樋門、排水機場
	港湾施設	18 港
	空港	3 空港
	砂防施設	砂防ダム 1,451 基
	地すべり防止施設	国交省所管 128 地区、農村振興局所管 253 地区、林野庁所管 65 地区
	急傾斜地崩壊防止施設	937 地区
	公園	都市公園 3 公園、自然公園 14 公園
	下水道	管渠 74.7 km、下水処理施設 2 施設
	農道(県営造成施設)	農道橋(15m以上)171 箇所、トンネル 21 箇所
	水利施設(県営造成施設)	用排水機場 126 箇所
	ため池・かんがいダム(県営造成施設)	ため池 27 箇所(平成12年以降着工したため池)、かんがいダム 1 ダム
	治山施設	5,973 地区(地すべり防止施設除く)
	県管理林道	橋梁 10 橋
	県管理漁港	28 漁港
	水道・工業用水道施設	浄水場 3 施設、管路 200 km
発電施設	水力発電所 13 施設	
交通安全施設	交通信号機 1,366 基	

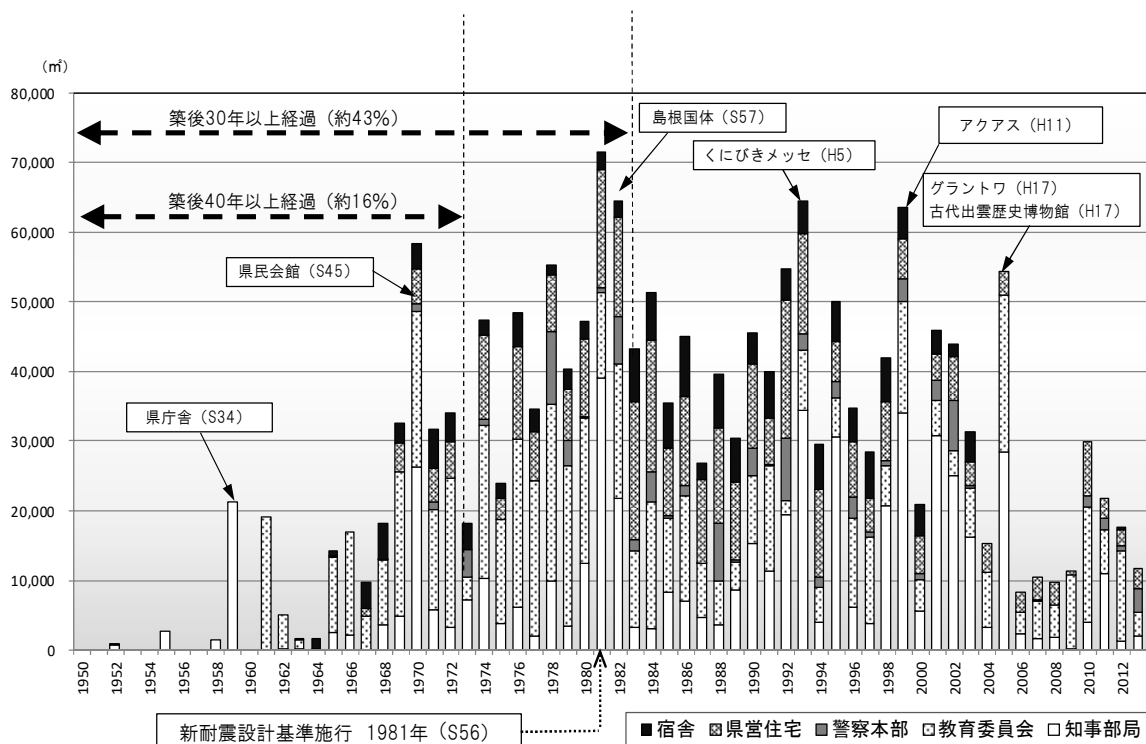
第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設

島根県で所有する公営企業施設（企業局施設及び病院局施設）を除く公共施設の建築年度の状況は次のとおりです。1970年代から2000年台前半にかけて、多くの施設が建てられています。

【図2】公共施設の建築年度の状況（平成25年度末現在）



出典：島根県県有財産利活用推進計画（平成26年10月）

また、公営企業施設を含めた公共施設の現在の建築後年数の状況と、これらの施設をこのまま維持し続けると仮定した場合における10年後、20年後の割合は次のとおりであり、多くの施設において今後老朽化が進む見込みです。

【表2】建築後30年・40年経過する公共施設の割合と将来の見通し

	H25年度末		10年後 (築後30年)	20年後 (築後30年)
	築後30年	築後40年		
公営企業施設を除く公共施設	43%	16%	67%	90%
企業局施設	18%	9%	50%	77%
病院局施設	4%	1%	4%	73%

(2) インフラ施設

島根県で所有するインフラ施設のうち、建設後50年以上経過する主な施設の割合と、これらの施設をこのまま維持し続けると仮定した場合における10年後、20年後の割合は次のとおりであり、多くの施設において今後老朽化が進む見込みです。

【表3】建設後50年以上経過する主なインフラ施設の割合と将来の見通し

	H25年度末	10年後	20年後
道路橋(橋長2m以上)	21%	39%	58%
トンネル	7%	14%	30%
水門・樋門(河川)	1%	14%	39%
下水道	—	—	26%
水利施設(用排水機場)	25%	35%	60%
治山施設(治山ダム)	17%	37%	61%
漁港施設(外郭施設・係留施設)	18%	35%	60%
水道・工業用水道(管路)	—	9%	27%
信号機	17%	57%	100%

- ・ 水利施設(用排水機場)及び信号機のH25年度末の割合は、耐用年数等を考慮してそれぞれ建設後35年以上及び19年以上経過する施設とした。

2. 人口の推移と将来見通し

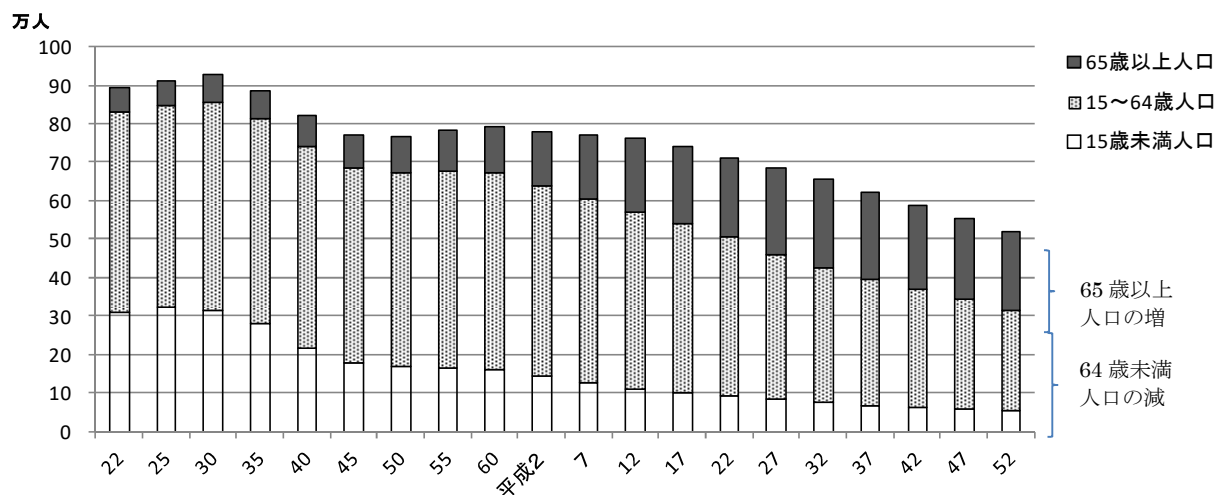
島根県の人口は、昭和30年（1955年）の92万9千人をピークとして減少傾向となり、近年では、毎年約5千人ずつ減少を続け、平成26年4月の推計人口は70万人を下回りました。

また、島根県は全国的にみても高齢化が進んでおり、直近に実施した平成22年の国勢調査の結果によると、65歳以上の人口割合は約29%と、全国2位です。

将来見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所における「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の推計をベースとし、島根県における2009年から2013年の社会動態（平均減少率）と自然動態（平均出生率）が継続すると仮定した場合、今後も人口減少と少子高齢化が進んでいくとの試算となります。

なお、これらはあくまでも試算であり、今後の社会経済情勢の変化や地方創生への取り組みなどにより変化するものと考えられます。

【図3】 本県の3階層別人口の推移



出典：島根県統計情報データベース
 国立社会保障人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計））

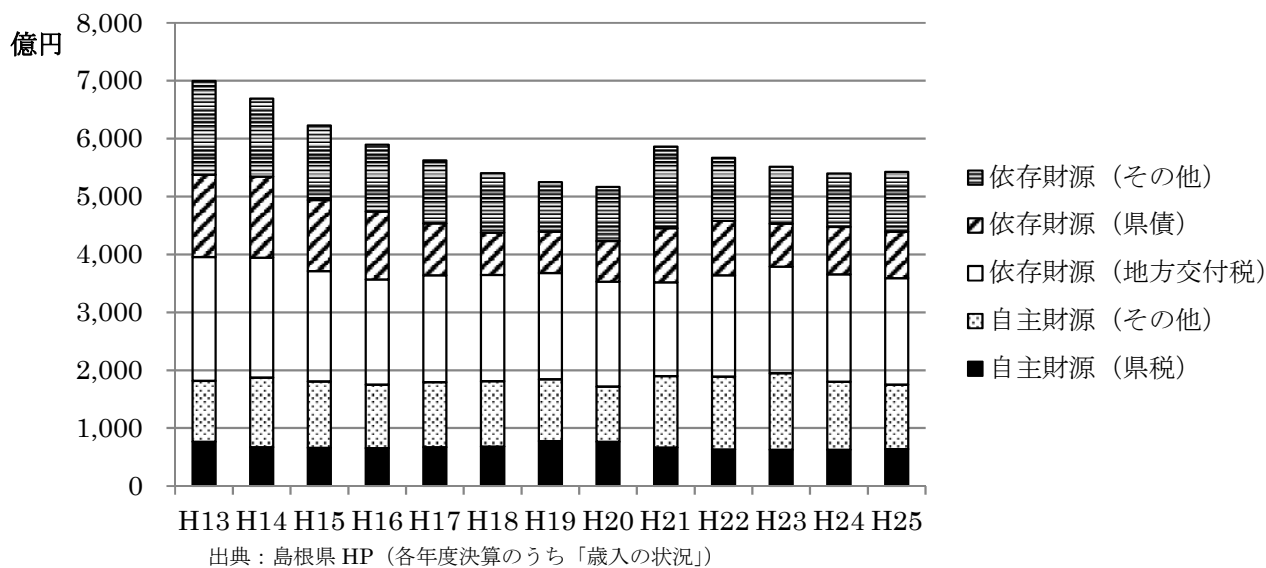
3. 県財政の状況

島根県の県財政について、平成13年度と比較すると、歳入では、自主財源はほぼ横ばいですが地方交付税などの依存財源が減少しており、歳出では、義務的経費である人件費の抑制に努めていますが、扶助費及び公債費は一定の支出が続いており、投資的経費は減少傾向となっています。

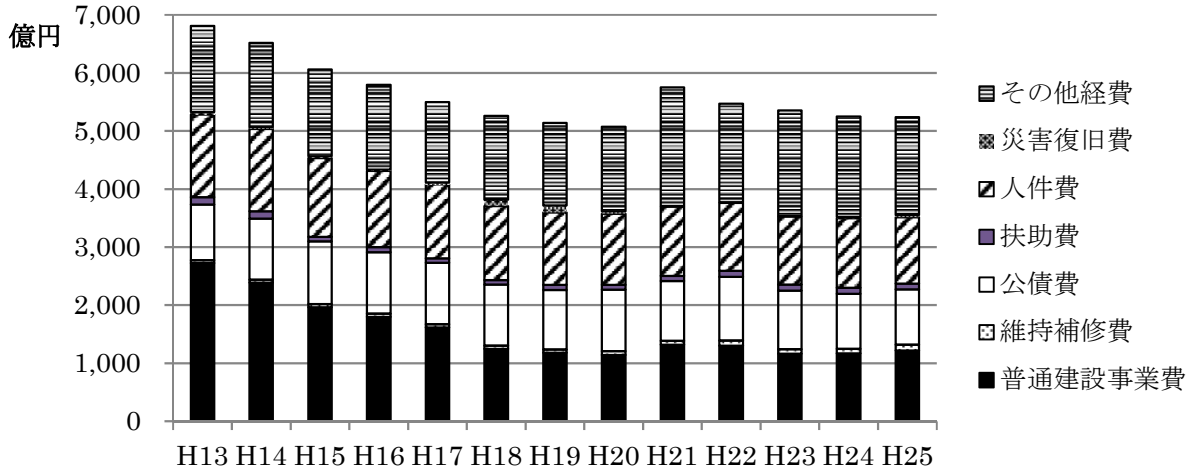
また、島根県では、平成19年度時点において、放置すれば200億円台後半の収支不足が続いていくという極めて厳しい財政状況であったため、同年に「財政健全化基本方針」を策定し財政健全化に取り組んでいます。

平成26年10月に公表した財政見通し〔平成26年度から33年度〕によると、これまでの財政健全化の取組みにより収支改善の方向に推移しているものの、引き続き財政健全化の取組みを進めていかなくてはならない状況です。

【図4】歳入の推移



【図5】歳出の推移



出典：島根県 HP（各年度決算のうち「歳出決算内訳」）

【表4】歳入歳出推計

区 分		H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳 入	一般財源	3,210	3,220	3,215	3,215	3,195	3,185
	県税	680	680	680	680	680	680
	地方交付税+臨時財政対策債	2,095	2,105	2,100	2,100	2,080	2,070
	その他	435	435	435	435	435	435
	県債	395	360	340	340	340	340
	その他特定財源	1,620	1,605	1,580	1,580	1,580	1,580
	歳入合計 ①	5,225	5,185	5,135	5,135	5,115	5,105
歳 出	義務的経費	3,850	3,850	3,870	3,870	3,860	3,850
	公共事業費	790	790	785	785	785	785
	その他	685	635	570	570	560	560
	歳出合計 ②	5,325	5,275	5,225	5,225	5,205	5,195
収支①-②		▲100	▲90	▲90	▲90	▲90	▲90

出典：財政見通し〔平成26年度～33年度〕

4. 公共施設等の更新等に要する費用の試算

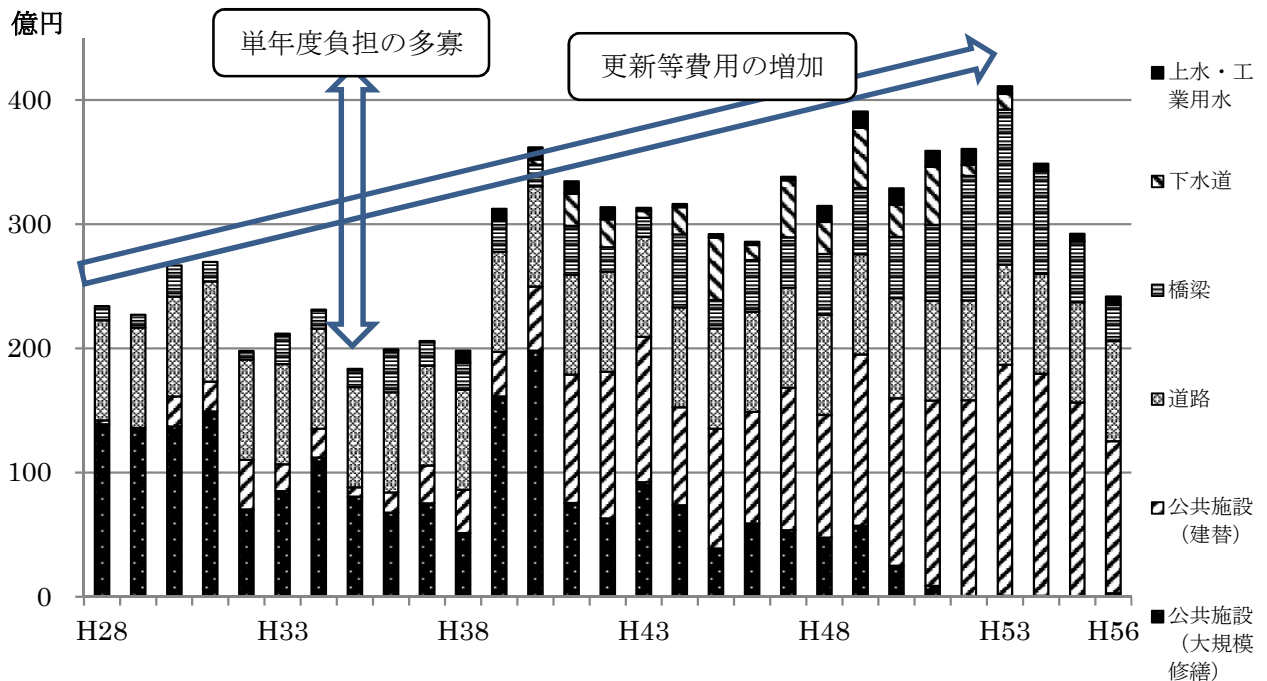
公共施設等の更新や公共施設の大規模改修に要する費用（以下「更新等費用」という。）について、総務省及び厚生労働省が公表している更新等費用を試算するソフトにより、公共施設、土木部所管道路、橋梁及び下水道、水道・工業用水道について耐用年数に基づいた更新等費用の試算が可能となっており、これらについて試算した結果は次のとおりです。

なお、この試算では、試算対象となっていないその他の公共施設等の更新等費用が加味されず、また、試算した公共施設等についても個々の施設における老朽化の状況や今後の長寿命化への取組み等により実際の費用は変動しますので、留意が必要です。

- ・ 公共施設については、平成40年までは大規模修繕費が多く、その後建替費が増えていき、年度間の差は最大で約3倍との試算となります。
- ・ 道路については、現在の総延長を舗装の耐用年数で割った距離を毎年度の更新対象としているため、更新等費用は毎年度一定との試算となります。
- ・ 橋梁については、今後徐々にその多くが更新時期を迎えていき、平成50年台前半には平成28年の約10倍の更新等費用が必要との試算となります。
- ・ 下水道（管路）については、一部の施設が平成40年度から平成50年度前半の間に更新時期を迎えます。
- ・ 水道・工業用水道（管路）については、一部の施設が平成30年代半ばから更新時期を迎えます。

このように、今回試算した結果では、今後、更新等費用が増加すること、また、試算総額では単年度の更新等費用に約2倍の差が生じることが見込まれます。

【図6】更新等費用の試算



前提条件

公共施設、道路、橋梁、下水道については総務省が公表している公共施設等更新費用試算ソフト、水道・工業用水については厚生労働省が公表している簡易支援ツールをもとに、次の施設別の前提条件により算出。

【公共施設】

- ・ 対象施設は、島根県県有財産利活用推進計画（H26.10）記載の施設に企業会計施設を加えたもの
- ・ 更新単価は、過去の実績を加味（国単価×0.8）

【道路（土木部所管）】

- ・ 道路延長は、国土交通省道路施設現況調査（H25.4.1現在）
- ・ 更新等費用は、総延長を舗装の耐用年数（15年）で割ったものを単年度の更新距離として算出

【橋梁（土木部所管）】

- ・ 更新等費用は、耐用年数（60年）での更新を前提に、整備年度ごとの橋梁面積に更新単価を乗じて算出

【下水道（土木部所管）】

- ・ 更新等費用は、耐用年数（50年）での更新を前提に、整備年度ごと、管径別の総延長に更新単価を乗じて算出

【水道・工業用水】

- ・ 更新等費用は、耐用年数の1.5倍（60年）での更新を前提に、整備年ごとの管路延長に更新単価を乗じて算出

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 現状や課題に対する基本的な認識

島根県の公共施設等においては、老朽化により今後大規模修繕や建替・更新が見込まれます。また、長期使用するには耐震改修が必要な施設があるなど、今後、更新等費用の増加と年度別事業費の多寡が見込まれます。

一方、構造的に財源が不足しているなか普通建設事業費と維持修繕費に投資することは難しく、今後も厳しい状況が見込まれるなか将来的に大幅に増加することは困難であり、更新等費用の増加に伴って普通建設事業費等の財源が不足する恐れがあります。

また、県人口が減少し少子高齢化が進んでいくなか、長期的には、人口の動向や人口構成の変化を踏まえ、今後の県民負担に配慮した公共施設の総量の見直しが課題です。

2. 公共施設等の管理に関する基本方針

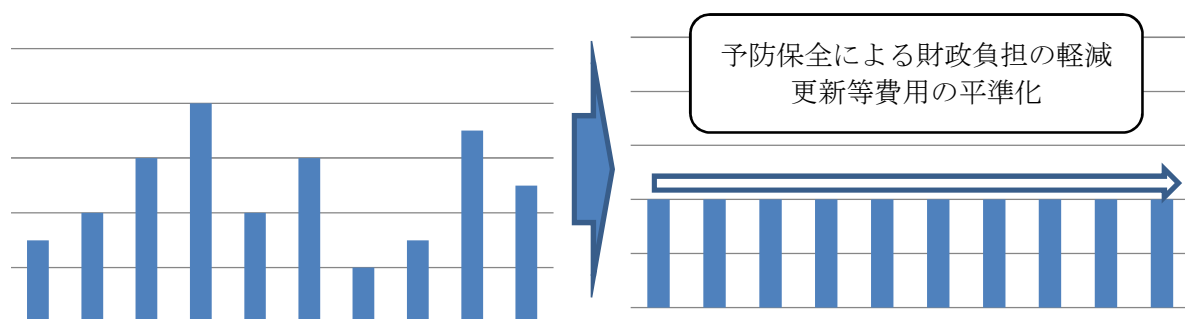
(1) 公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化

公共施設等の維持管理を適切に実施し予防保全による長寿命化を図ることで、建替・更新に係る費用を低く抑え、その時期を分散することにより、財政負担の軽減と年度間の平準化を図ります。

(2) 公共施設等の有効活用・適正化

人口が減少し、少子高齢化が進むとの推計がなされるなか、県民負担を軽減し行政サービスの効率化を進めるため、公共施設等の有効活用や適正化を図ります。

【図7】長寿命化と財政負担の軽減化のイメージ



具体的には、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

① 調査・点検の実施及び安全確保

公共施設等の現状を正確に把握し、将来にわたる財政負担を的確に予測するため、定期的に調査・点検を行い公共施設等の活用方針を定める基礎とします。

また、調査・点検により危険性が認められた場合には、安全確保のため適宜修繕等を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施（長寿命化の実施）

将来にわたって長く利用する公共施設等について、計画的な予防保全型の維持管理手法を導入することで、長寿命化を進め、トータルコストを縮減し、平準化を図ります。

また、公共施設等の日常的な維持管理をより適切で効率的なものとするため、維持管理業務の標準化や一元化を進めます。

③ 耐震化の実施

公共施設に関しては、島根県建築物耐震改修促進計画に基づき進めます。また、現計画終了後の方針については、別途定めるものとします。

また、橋梁や配管などのインフラ施設に関しては、施設毎の耐震化の必要性を踏まえた耐震化を進めます。

④ 公共施設等の有効活用や適正化（統合や廃止の推進）

保有する公共施設等の将来の利用見込みについて、各部局の施策や事業との関連等を長期的な視点から調査・検証し、集約化や統廃合、転用、除却、廃止を検討します。また、国や他の地方公共団体と連携し公共施設等の有効活用を図ります。

⑤ 民間活力の活用

併せて、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として、「島根県PFI導入指針」に基づき民間活力を引き続き活用していきます。

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

① 取組体制、情報共有体制、PDCAサイクルの実施

島根県では、公共施設における長寿命化の共通指針の策定や保全マネジメントシステムを活用した施設管理の一元化を進めることとしています。また、土木関連施設、農林水産関連施設においても長寿命化に関する情報などを一元化し、共通方針を策定することとしています。さらに、政策調整会議において、これらの情報などについて全庁的に共有を図ることとします。

また、PDCAサイクルを活用し、定期的に進捗状況を確認し、必要な見直しを行うこととします。

② 国や市町村との連携

公共施設等を計画的に管理するため、関係団体との連携や職員研修を実施します。また、技術者が不足する小規模な市町村等を支援するため、国、県、市町村が連携する体制を構築します。

③ 個別施設計画

施設類型ごとの管理については、別途、公共施設、土木関連施設、農林水産施設、企業局施設ごとに個別施設計画としての基本的な方針を策定します。

さらに、詳細な施設類型ごとにそれぞれの特性に応じた個別施設計画を必要に応じて策定し、維持管理等を実施します（【図1】体系図参照）。

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。

具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

PFI

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。